

論点に対する回答

分野	法人設立手続のデジタル完結について
省庁名	内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>日本経済団体連合会や新経済連盟による法人設立手続の簡素化に関する要望も踏まえ、デジタル臨時行政調査会において進められている「デジタル原則」への適合性の点検・見直し作業の先行的取組として、法人設立手続のデジタル完結（行政機関の判断の精緻化・自動化を含む）に取り組むべきと考える。</p> <p>【論点 1】 法人設立ワンストップサービスの利用率の現状とその評価、利用率向上に向けた取組について、御説明願いたい。 また、法人設立手続のデジタル完結を実現させるために、各手続を所管する省庁と連携して検討を進めるべきではないか。</p> <p>【回答 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新しい資本主義実現本部では、市場の失敗、外部不経済を是正する仕組みを「成長戦略」と「分配戦略」の両面から資本主義の中に埋め込み、そうした課題を解決しながら、成長と分配の好循環を生み出していくためのグランドデザインと実行計画を取りまとめます。 ●法人設立手続のワンストップ化については、2017 年より前身の組織（日本経済再生本部、成長戦略事務局）において、関係省庁と一体となって取り組み、2020 年 1 月にはマイナポータルを活用した法人設立後の国税・地方税、年金、雇用保険などの手続のワンストップ化を、また、2021 年 2 月には定款認証及び設立登記を含めた全ての手続のワンストップ化を実現しております。 ●この法人設立ワンストップサービスの利用状況については、2020 年：1,217 件（101 件/月）→2021 年：3,501 件（291 件/月）→2022 年（1 月～3 月まで）：1,611 件（537 件/月）と、利用件数が確実に増加しているところです。 	

●なお、利用率については、株式会社及び合同会社の総設立件数の中で法人設立手続における本人申請分の統計データが存在しないため、お答えすることは困難です。

(参考) 司法書士などによる代行を含めた総申請件数：11.9 万件/2020 年、13.2 万件/2021 年

●同サービス開始より 1 年強の段階であるものの、利用の胎動を拡大、定着化できるよう、関係省庁と連携して、G ビズ ID の同時発行や商業登記電子証明書のオンライン発行による利便性の向上、また、HP 等での広報活動による利用の促進を行うとともに、関係各省・機関・経済団体・士業団体等との連携によりあらゆる方面へのさらなる広報・周知活動の推進や、対象手続きの追加機能実装などの対応を図ってまいります。

【論点 2】

世界から有望な人材を誘致し、わが国での起業を促す観点から、法人設立ワンストップサービスの英語対応を可能とする必要があるのではないか。

【回答 2】

●2021 年に取りまとめた「対日直接投資促進戦略」（令和 3 年 6 月 2 日対日直接投資推進会議決定）において、「我が国の行政手続のオンライン化・英語化等を一気に進める」とし、英語申請ガイド・書式見本の作成等を行うこと、登記情報システムなどに自動翻訳システムを付すことを検討し結論を得ること、手続代行を担う士業等と連携し登記申請後の労働基準監督署、ハローワーク及び年金事務所への設立届出の円滑な提出を可能とすることなどの取組を関係省庁にて実施しているところです。

引き続き、対日直接投資促進に向け法人設立手続等（法人設立登記申請等）のオンライン化、英語対応の検討について、対日直接投資推進会議でフォローしてまいります。